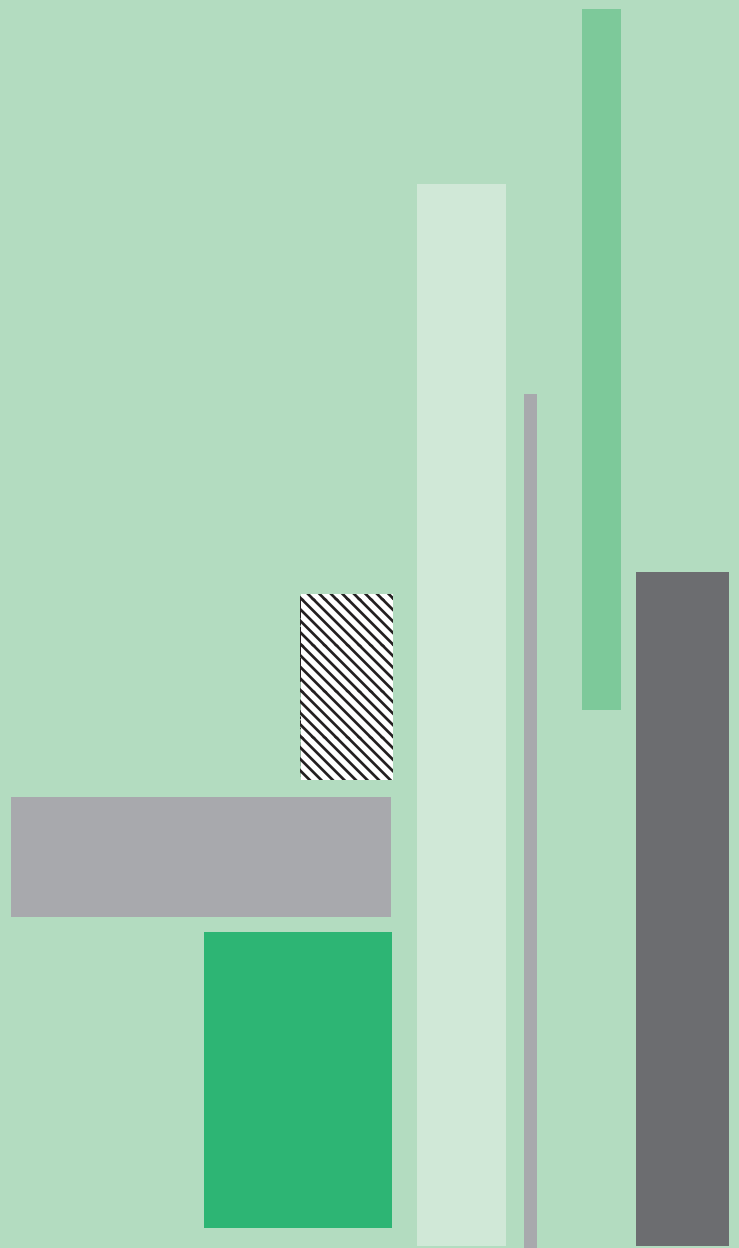


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2015年2月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2015年 2月定例県議会（2015年 2月 19日～3月 13日）

1、 予算特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015年 3月 3日）	2
2、 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2015年 3月 4日）	5
3、 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015年 3月 4日）	13
4、 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2015年 3月 6日）	19
5、 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015年 3月 6日）	21
6、 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015年 3月 13日）	22
7、 予算特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015年 3月 10日）	25
8、 当初予算に対する村岡正嗣県議の反対討論（2015年 3月 11日）	28
9、 知事提出議案に対する反対討論 ①（2015年 3月 13日）	30
10、 知事提出議案に対する反対討論 ②（2015年 3月 13日）	32
11、 議案及び請願に対する各会派の態度	34
12、 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	38
13、 県議会 2月定例会をふりかえって（談話）（2015年 3月 13日）	40

2015年2月定例県議会

1 予算特別委員会における村岡正嗣議員の質疑

2015年3月3日

Q. 村岡委員

日本共産党の村岡正嗣でございます。
知事に伺います。

大雪による被災農家への支援についてですが、県は被災施設の再建状況について、2月23日現在、県全体で再建完了率を62.8%と発表しています。最大被災地となった深谷市の場合、再建対象面積93万4,235平方メートルに対して、再建完了面積は42万9,214平方メートル、完了率は45.9%です。ハウスが再建されなければ作付けもできず、農業収入の見込みは立ちません。残り54.1%を早期に完了させる必要があります。

遅れの理由に資材不足や施工業者の問題が挙げられますが、被災農家にとって工事費の用意に苦慮しているとの話も聞くところです。昨年9月議会で柳下県議の質問に、補助金の支払い見通しについて、年末までに被災農家へ補助金を支払えるように取り組んでまいりますとの答弁でした。深谷市で完了したとされる45.9%に対する補助金の支払いはどうなっているのか、被災農家に補助金が実際に幾ら届いているのか、このことは非常に大事なことです。

しかし、驚いたことに、交付決定はされているものの、被災農家には一円も届いていません。ゼロパーセントということが判明しました。最大被災地の深谷市の農家、なぜ補助金が全く届いていないのでしょうか。また、施設再建100%、農家への補助金支払い100%をいつまでに達成するつもりか、対策をどう考えているのかお答えをいただきたいと思います。

A. 上田知事

一番被害の大きかった深谷市などでは、事務量が膨大なためにハウス再建の確認作業などに追われて支払事務が進んでいなかった実態がございました。そのため、支払に必要な申請書類の確認等には延べ700人以上の県の職員を派遣して支援をさせていただきました。

深谷市では、2月下旬から農家への支払が開始されており、年度内に再建が完了する616戸の農家に対して約44億円が3月中に支払われると聞いております。また、県全体の補助金の支払状況については、国、県、市町村の補助金228億円のうち、年度内に完了が見込まれている109億円については今年度のうちに支払が完了する予定でございます。残りの119億円は来年度に繰り越して、事業の完了に合わせて随時支払われることになっています。

県では、昨年2月の大雪被害直後から緊急相談窓口の設置やハウスの建て方研修会、作業員不足を解消するための業者のマッチングなどできる限りの支援を行ってまいりました。引き続き手を緩めずに産地の復興を支援して、7月頃には全てのハウスが再建を完了し、そして完了後には早期に農家へ補助金が支払われるようにやってまいります。

Q. 村岡委員

手を緩めずにとのお話がありました。是非、県としてできることと言わずに、しっかりやっていただきたいと思います。

それでは次に、ソーラーシェアリング、いわ

ゆる営農型太陽光発電による農業再生についてお聞きします。

本県農業の10年を見ますと、耕地面積は8万5,800ヘクタールから7万7,700ヘクタールと減少、農業就業人口は11万3,449人から7万1,791人と激減しています。2012年埼玉県農林水産統計では、農業所得は91万7,000円とのこと。県としても、収益向上への研究や就農支援をはじめ、様々努力されていることは承知していますが、この現実の本県農業にとって深刻な事態と言わざるを得ません。

こうしたとき、農地で太陽光発電の活用が注目されています。私は、耕作放棄地などの農地を単に太陽光発電に置き換えることは、農地の保全、食料自給率の確保、埼玉農業の振興からも賛成できませんが、畑の上に太陽光パネルを設置して発電し、その下で作物を作る、太陽の恵みを両方で活用できるソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電は、農業と地域再生に有効ではないかと考えます。本県でも昨年7件の実績があり、知事も既に美里町の施設を視察し、営農、売電、耕作放棄地の解消と一石三鳥のアイデアと評価しておられます。

当県議団も、先日ソーラーシェアリングの先駆者であるC H O技術研究所代表の長島彬氏の紹介で、千葉県匝瑳市の日本初のソーラーシェアリング市民共同発電所を視察してきました。この畑で大豆を栽培した農家のお話では、よそより生育は良かったそうです。それは太陽光パネルが不要な光線を遮り、地温を適切に保つからだそうです。事業収支的には1反、1,000平方メートル当たり、大豆栽培で6万円前後、太陽光発電は1,000平方メートルで年間4万キロワット発電、電力売価34円として136万円、20年間で約2,700万円が見込まれるとのこと。設置費用はキロワット当たり現在25万円で約1,000万円、ソーラーシェアリングによって農家の収入を増やすことができ、後継者問題の解決にも

大きく貢献できると期待されています。

そこで伺いますが、ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電を本県の農業再生の施策の一つとして位置付けて、その普及・研究に努めていただきたい。そのためにも、各地の農林振興センターなどにモデル施設を作っていただきたい。その点についてお答えいただきたいと思います。

A. 上田知事

今、具体的に大豆の事例などをお伺いしました。正にソーラーシェアリングでやる農業というのは、作物についてやっぱり一定程度限度があるのかなというふうに思っております。私が見た美里町なんかではサカキを、神棚に載せるあのサカキですね、あのサカキの栽培でございました。あとタマリユウだとか、あるいは牧草などの栽培などに適しているというようなことも伺ってまいったところでもございます。そうした幾つかの先進事例を検証して、どれが一番よいか、例えば、太陽光発電での収益を20年間で2,700万円あって、初期的投資が1,000万円で、若干のメンテナンスなどを引いたらどのくらいになるのかまだ分かりませんが、仮に残り1,700万円のうち700万円がメンテナンスにかかったとしても1,000万円はプラスだとか、そういう収支決算なども丁寧にしなくちゃいけないというふうに思っております。

今後、そういう先進事例を見ながら、間違いなく効果的なものであるということであれば、積極的にそれを導入すべき、各農林振興センターなどで若干の指導をさせていただくということになっていくかというふうに思っております。

Q. 村岡委員

私が聞いたところでは、作物も50種類ぐらい可能なんだそうですね、この研究者の話ですと。それから、初期投資の関係でいうと、パネルそ

のものを市民の方にオーナー制度で売るんですね。それを借りるということだと、パネルの設置費用は最初からかからない。そういう意味で、ソーラーシェアリングはエネルギーの地産地消にもなりますし、地域おこしにもなると考えます。

私は、一昨年この委員会でも、また9月議会でも、自然エネルギーによる地域再生と産業振興を目指す「自然エネルギー推進基本条例(仮称)」の制定を求めたところですが、知事は、制定することは検討に値すると答弁されております。この間、本県なりに実績も作ってきておりますので、いよいよ条例制定に着手をする時期に来ているのではないかと思います。この点について御答弁をお願いしたいと思います。

A. 上田知事

2013年9月定例会で答弁したとおり、神奈川県条例を調査いたしました。神奈川県では、県は再生可能エネルギーの導入を計画的に進めること、事業者や県民は導入に協力するなどが定められております。こうした基本的な理念や責務は、埼玉県で2009年に策定しました地球温暖化対策推進条例に既に明確に定めております。そういう意味で、この定めた条例の中に包摂されるのではないかという考え方を持っているところでございます。

Q. 村岡委員

これからも検証は続けていただきたいと思っております。その点に一言だけ答弁をお願いします。

A. 上田知事

現在、御承知のとおりエコタウンプロジェクトをはじめ様々な実験をやっておりますので、趣旨に沿った形での検証を進めさせていただきます。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年3月4日

◆付託議案に対する質疑（福祉部関係）

Q. 柳下委員

- 1 今回の介護保険制度の改正に伴い、要支援1・2の人については、訪問介護、通所介護のサービスが市町村事業へ移行するが、この移行は、介護が必要な高齢者が制度から締め出されるなどサービスの抑制につながるのではないか。
- 2 今まで介護予防サービスによって重症化を防ぐことができた例もあると思うが、どう把握し、どのように評価しているのか。
- 3 市町村事業に移行して適切なサービスが維持できるのか。
- 4 市町村事業に移行すると、要支援者への給付費が抑制され、結果として、サービス単価や人件費が切り下げられるなど業者の負担増となり、サービスの質、量の低下を招くのではないか。
- 5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が障害者及び障害児を受け入れることができるとのことだが、障害を持つ子供と大人が同じサービスを受けることになるのか。このような多機能型の事業所は何を目的にしており、現状はどうなっているのか。また、この改正によって何がどう変わるのか。
- 6 障害者といっても知的障害や精神疾患など、それぞれに専門的な支援が求められるが、専門性をどう担保するのか。
- 7 今回、国が障害者も高齢者もごちゃまぜにしてしまうような改正を行い、それに合わせた条例改正であるが、県としての意見を国に上げているのか。

A. 高齢介護課長

- 1 今回の改正により地域支援事業へ移行する

と、個々人の状態に応じて多様な主体によるサービスが提供されるようになるため、必要な方へのサービスの抑制につながるとは考えていない。

- 2 重症化を防いだ個々の例は把握していないが、全県的には年々介護認定率が上昇する中、例えば和光市の場合、介護予防に取り組んだ結果、従前12%であった認定率が9.4%に下がり、しっかりと対応できている。
- 3 その方の状態に応じた柔軟な対応ができるようになり、適切に維持できると考えている。
- 4 地域支援事業に移行した後は、各市町村の基準に従いサービスが提供されるが、これについては厚生労働省から遵守すべき基準が示されており、一定の水準は確保されるものと考えている。

A. 障害者支援課長

- 5 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、高齢者のデイサービス、泊まりサービス、訪問看護の医療的ケアに対応できる事業所であるが、今回の改正で障害児者のデイサービス、緊急の場合のショートステイができるようになる。昨年度、小規模多機能型居宅介護事業所に対し、障害児を受け入れるための研修を実施したが、現在のところ、障害児の受け入れ実績はない。
- 6 県では事業者を対象に研修を実施し、障害特性を理解していただくなど専門性を担保している。
- 7 制度改正に当たり県として国に対して特に働き掛けや要望はしていない。

Q. 柳下委員

- 1 国の公聴会で、地域支援事業へ移行すると介

護給付ではなくなるので、保険料で運営されるべき介護保険制度の趣旨から外れるとの意見があったが、どうか。

- 2 市町村の地域資源にはバラツキがあるにも関わらず、地域支援事業に移行すれば市町村の格差が生じるのではないか。
- 3 ボランティアに要支援者へのサービスの提供を任せて大丈夫なのか。
- 4 研修を実施しているということは、障害者の処遇について専門性が必要だと認識しているということか。
- 5 現在障害児の受入れ実績が一つもないということだが、理由は何か。

A. 高齢介護課長

- 1 地域支援事業へ移行しても、国・県・市町村・保険料という財源構成に変更はなく、保険事業として実施されるものである。
- 2 市町村ごとに地域資源にバラツキがあるのは事実であるが、介護保険事業所のみで全国一律のサービスから、NPOやボランティアなどにもサービス提供の主体が広がり、提供されるサービスの範囲も広がるので、県として、格差が生じないように、これまで市町村等に対する情報提供や出前講座などを行ってきた。今後は、生活支援コーディネーターの養成を行っていく。
- 3 ボランティアには例えば買物等の支援をお願いし、介護のスペシャリストにはより専門性の高いサービスを提供してもらうことになる。

A. 障害者支援課長

- 4 専門性は必要であると認識しており、しっかりと研修を行っていく。
- 5 研修は2013年度は16事業所が修了し、2014年度は3月に実施するが7事業所の応募がある。現在は受入れ実績はないが、順次、手

を挙げてくるところがあると考えている。

Q. 柳下委員

- 1 障害者の処遇に専門性が必要だという認識があるということだが、どのような内容の研修なのか。
- 2 財源構成に変更はないとのことだが、今までにホームヘルパーが在宅の利用者の認知症に気付いたりしていたが、今後はどのような人が担うのか。
- 3 移行後にNPO法人はどのようなサービスを担うのか。
- 4 移行した後の地域支援事業では、要支援よりも重い要介護1・2の人は対象になるのか。

A. 障害者支援課長

- 1 障害児及び障害者を受け入れている埼玉県社会福祉事業団「花園」の職員を講師として、支援方法、安全面での配慮、虐待防止や心理、考え方など丸2日にわたって研修を行っており、十分な内容だと考えている。

A. 高齢介護課長

- 2 ホームヘルパーに限らず認知症の気付きについては、何かあったら地域包括支援センター等へ伝えてもらうよう市町村に伝えていく。
- 3 そのNPO法人が何をやるかによるので、どのようなサービスを提供するのかについては、一概には言えない。
- 4 要介護者は移行後の地域支援事業の対象ではない。移行するサービスの対象者は要支援1・2の方である。要支援以外の方でも、2次予防で使っていたチェックリストに該当すると地域支援事業の対象となる。

Q. 柳下委員

障害者といっても精神障害、内部障害、肢体

不自由など幅広いが、受け入れる対象を明確にしているのか。

A. 障害者支援課長

障害者を受け入れるに際しては、職員の経験や施設のバリアフリーの状況などを踏まえ、事業所で対応できる障害種別の方を受け入れていただくことになる。

Q. 柳下委員

今回の条例改正は知的障害のみを受入れ対象とするのか。

A. 障害者支援課長

知的障害のみということではなく、現在、県が行っている研修が知的障害を対象としたものであるため、知的障害児者を主に受け入れてもらえるものと考えている。

◆調査事項に対する質疑（福祉部関係）

Q. 柳下委員

1 「在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業費」を実施することだが、これまで超重症心身障害児の家族が、近くに施設がないことから、冠婚葬祭や自分が病気の場合などに一時的に預ける場所がないという実態があり、その点では頼もしく思う。

この事業は5,626万2千円ということであるが、その積算内容はどうか。

2 これまで実施してきた短期入所促進事業や日中一時支援促進事業の実績はどのくらいか。

3 実施施設については、10圏域に1つは必要と考えるが、県としてどのように努力しているのか。

4 医療的ケアが必要な障害児が入院をした場合の報酬と施設が一時預かりをした場合の報酬の差額について、県で国への要望等はど

う行って来たのか。

5 訪問看護師への研修はどのように行うのか。

6 超重症心身障害児に関して、相談をしたくてもどこに相談をしてよいかわからない。専門の相談員が対応する体制が必要と考えるが、県の今までの取組と今後の方針について伺う。

A. 障害者支援課長

1 予算の積算については、ショートステイで3,382万円、デイサービスで1,760万円、デイサービスのベッド購入費で105万円、看護職員研修で379万2千円である。

2 事業実績については、2014年度の見込みでは、短期入所で11人が延べ120日、日中一時支援では、33人が延べ391日となっている。

3 実施施設については、10圏域に必要とは考えている。過去に獨協医科大学越谷病院などにお願いはしているが、いい返事はもらえていない。引き続き要請していく。また、2015年度から時期は未定であるが、久喜にある小児専門の病院において超重症心身障害児のショートステイ及びデイサービスについて受けていただけるよう準備を進めているところである。

4 医療的なケアが必要な障害児に関する施設の報酬の増額については、国の課長会議等において要望を行っている。

5 デイサービスを実施する訪問看護ステーション等の訪問看護師に対して、超重症心身障害児への対応について研修を実施する予定である。

6 障害児者の相談については、相談支援事業所に相談支援専門員が配置されているが、超重症心身障害児に対しては医療的な面など対応が難しい状況がある。埼玉医科大学で、こうした重度の障害児に関する相談支援専門員を対象とした研修を実施してもらって

る。

Q. 柳下委員

- 1 県としては、今後どのように受入施設を増やしていくのか。その見通しはどうか。
- 2 施設を利用する超重症心身障害児が救急搬送が必要な場合は、どのように対応するのか。

A. 障害者支援課長

- 1 現在、久喜市の小児病院でショートステイを実施していただけることとなっている。医療型障害児入所施設においても今後補助対象とし、光の家、中川の郷、太陽の園、カルガモの家などにおいても、引き受けていただくこととなっている。また、デイサービスについては、訪問看護ステーションに研修を行うことを通じて引き受けていただく。
- 2 救急搬送が必要な場合であるが、超重症心身障害児については、以前入院していたNICUの病院がそのかかりつけ医となることから、救急の場合は、そこへ行くのがルールとなっている。

Q. 柳下委員

ショートステイやデイサービスにしても、補助については県と市町村で負担することとなっているが、県が実施しても市町村が乗ってこない場合はどのようにするのか。働き掛けや周知徹底はこれまではどうしてきたのか。今後はどうしていくのか。

A. 障害者支援課長

これまでの超重症心身障害児短期入所等促進事業についても、市町村には周知した上で事業を実施してきたが、実施施設が少ないことから、実施市町村も少ない現状があった。今後、受入施設を拡大していくことから、予算成立後、速やかに要綱を改正し、市町村に対して周知を図

っていく。

◆調査事項に対する質疑（保健医療部及び病院局関係）

Q. 柳下委員

- 1 保険医に対して行われる個別指導の根拠法令や目的は何か。
- 2 個別指導は行政指導であり、目的は複雑な診療報酬制度の内容をよく説明する教育的なものであるべきだが、県の方針はどうか。
- 3 個別指導には、弁護士や医療機関の人が帯同できることが好ましいと考える。指導の中断で2007年に、東京で自殺した事件があった。個別指導の中断の根拠が指導大綱でどのように規定されているのか。
- 4 不妊症については、男性不妊治療費への助成などで前進した。しかしながら、不育症についてはまだ理解が進んでいない。不育症についても治療には多額の費用が掛かる。医療保険の対象とするよう国へ要望するだけでなく、不妊症と併せて不育症の治療費に対しても助成できないか。また、不育症について医師も知らない人が多い。治療できる医療機関も少ないのが現状である。このように不育症については、まだまだ知られていない現状がある。県民に対して不育症についてどのように周知していくのか。
- 5 後期高齢者医療対策費について、2012年は40都道府県が基金を取り崩しているが、埼玉県では1人当たり3,500円保険料を上げたため黒字となっている。基金を温存して、2年連続で100億円を超える黒字決算とする必要があるのか。県は指導すべきである。
- 6 後期高齢者医療制度の保険料の滞納者の数と金額はどのくらいか。
- 7 重度心身障害者医療費について、補助率は市町村の財政力によって2分の1、12分の5、3分の1となっている。財政力により市町村

支援が異なるのはどうなのか。

- 8 子供の医療費支援について、群馬県では中学校卒業までであるが、県は引上げを検討しているのか。

A. 国保医療課長

- 1 個別指導の根拠法令は、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律であり、これら法律に基づき、診療報酬の適正化のため、国と共同で実施している。
- 2 県の方針は、診療報酬請求を正しく行っていたため、個々の事例ごとに、診療報酬請求書に基づいて具体的に指導している。
- 3 個別指導における中断については、時間切れや資料不足などで中断となっているものがある。指導大綱に定めがあるものではなく、指導上の流れの中で行われる。
- 5 黒字分は基金に積み立てておき、次の保険料改正時に保険料が上がらないよう取り崩している。2014、2015年度分の改正のときも67億円を取り崩し、2012、2013年度の保険料と比べ一人当たり保険料でマイナス6円とした。黒字分を単に積み立てているわけではない。
- 6 2014年6月現在、滞納者は約1万2,000人、滞納額は現年度分で約4億円である。
- 7 福祉医療は年々医療費が大きくなっている。限られた予算の中、財政力の弱い市町村をしっかりと支援するため補助率を変えたものである。制度を維持するために必要であり、御理解いただきたい。
- 8 未就学児は他の世代よりも2倍以上医療費がかかる。知事答弁でもあったように県としては医療費のかかる子育て世帯をしっかりと支援していくものである。現在のところ、他世代への支援拡大は考えていない。

A. 健康長寿課長

- 4 今回、男性不妊治療費助成事業の創設を補正予算で提案させていただいた。これで終わりとは認識していない。不妊で悩んでいる方はまだまだ多く、様々なニーズがある。特定不妊治療費への上乗せ助成や人工授精、不妊検査、不育症等の治療費への助成など全てをかなえるのは難しいが、有識者を始め、色々な方の意見を聞きながら、次の方策を考えていきたい。

不育症については、「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」や県のホームページに掲載し、周知を図っている。また、医師会に相談しながら、厚生労働省が作成したポスターを医療機関に掲示してもらうよう依頼したいと考えている。市民団体が作成した不育症に関する冊子なども紹介していきたい。県民に周知するには、その前提として県職員や市町村職員などの研修も行い、不育症に対する理解を進めたい。

Q. 柳下委員

- 1 不育症についての2015年度予算額はいくらか。また、今後も予算額を確保していく考えはあるか。
- 2 保険医に対する個別指導は、保険医が受けてよかったと思うような指導であるべきだ。帯同について、具体的にどのような取扱いが行われているのか。以前の答弁と同じ対応なのか。弁護士、病院職員、日頃から顧問契約を結んでいる人などはどうなのか。

A. 健康長寿課長

- 1 2015年度予算は、埼玉医科大学総合医療センターへの不妊専門相談の委託費に367万円、埼玉県助産師会への電話相談の委託費90万円、母子保健関係職員専門研修に38万4千円、合計495万4千円を計上している。不妊への

対策については、これからも充実していきたい。不育症という問題だけでなく、不妊全体の対策を考える中で丁寧に検討していきたい。

A. 国保医療課長

2 記録によれば、1994年に、委員会において、当時の保険課長が「医療機関の職員であれば問題ない」と答弁している。その後の運用も変わっておらず、弁護士を含め医療機関・医療法人の職員である医師、歯科医師、看護師、事務職員等の帯同はできている。現実に5、6人で来ている医療機関もある。顧問については、いろいろな形態があるが、病院の経営に参画して、診療行為に責任を負えるようなものであれば医療機関の職員と認められると考えている。

◆付託議案に対する討論

柳下委員

第30号議案ないし第32号議案及び第53号議案に反対の立場から討論する。

まず、第30号議案については、国の介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであるが、政府は、医療から介護へ、病院から在宅へと描いているが、現場からは深刻な声が相次いでいる。また、要支援者向けの訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、市町村が行う総合事業に移され、ボランティアなどの多様な担い手が行うとされた。要支援者は決して軽度者ではない。変化に気づき、重症化を防ぐ、尊厳をもった自立した生き方を支援するヘルパーは専門的な役割を持っている。介護保険創設当初の「介護の社会化」という理念を捨て、憲法25条を否定するものであることから反対である。

次に、第31号議案及び第32号議案については、関連しているので一括して討論する。この2つ

の条例案の改正により、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で障害児・者を一緒に入居させることになる。質疑に対する執行部の答弁の中でも専門性が必要であり、これから研修会を実施するとのことであったが、高齢者のデイサービスやショートステイで、当面、知的障害、発達障害の児童を受け入れることになり、専門性については研修で済むものではない。障害児の施設が不足しているにも関わらず、それを整備しようとせず、高齢者の介護施設に、どんな障害を持っていようとごちゃまぜにして入れようとする方法は納得ができず、人権を無視するやり方であり反対である。

次に、第53号議案については、全て国の補正予算に伴う増額である。内容については賛成のものもあるが、大きな視点から国の補正予算に賛成できない。国の補正予算は、地方創生を言いながら、社会保障分野では地域医療機関の再編縮小を進め、医療、介護の制度から利用者を追い出そうとしているものである。消費税を増税したにもかかわらず、社会保障費にはその一部を回しただけで、住民の自助、共助で賄わせる方向へ進めようとしている国の補正予算に反対の立場から反対である。

◆請願に係る意見（議請第3号）

柳下委員

採択を求める立場から発言する。

この請願は、認可保育所を増やし、希望する子供が入所できることを求める請願であり、私のもとにも「保育所に入れないので仕事を辞めなければならなくなった」、「保育園預けて働きたい」との多数の相談が寄せられている。いまや待機児童問題は深刻化しており、国、県、市町村の責任で最低基準を守り、公費での財源負担を基本に保育所の整備をしていくことは当然であり、採択を求める。

◆請願に係る意見（議請第4号）

柳下委員

採択を求める立場から発言する。

この請願は、日本の子供の貧困率が16.3%、6人に1人が貧困とされている中で、県は子供医療費無料を県単独で6歳まで引上げている。しかし、県内では独自に59自治体で中学校を卒業するまで引き上げられている。群馬県は15歳まで引き上げており、採択すべきである。

◆付託議案に対する質疑（議第3号議案）

Q. 柳下委員

- 1 薬事監視員が県内に143人いると伺っているが、監視員は普通の医薬品の監視指導も行っている。危険ドラッグについても見ていくということになると、増員等の体制整備が必要と考えるが、人員の体制強化について、条例はどう規定しているか。
- 2 薬物乱用防止のためには依存症患者の治療の推進や回復支援団体への協力支援を行っていく必要がある。アルコール依存症の治療に対しては診療報酬の加算が設けられているのに対し、薬物依存症の治療については診療報酬の加算が設けられていないのはおかしいと思い、国に対して要望を行っているところである。この点についてどう考えるか。
- 3 精神医療センターでは認知行動療法プログラムを中心に治療を行っている。成瀬副病院長が言われたように、依存症は慢性疾患で治療の場に長くつながっていることが有効で、受皿をもっと増やす必要がある。薬物依存の治療体制について、県内の民間医療機関に認知行動療法プログラムを広げていく必要があると思われるが、このような医療機関への支援についてどのように規定しているのか。

A. 田村議員

- 1 薬事監視員の増員については、条例を受けて

推進体制を整備する中で県が必要と判断すればなされることであるが、当然適切な対応がとられるものと考えている。

- 2 診療報酬は国が定めるべきものであり、我々としても国に対して要望は必要だと考えるが、今回の条例で定めるものではない。
- 3 認知行動療法プログラムについては、第10条の規定に特段の条項を設けている。今後、治療を強化していく中でプログラムを広げていくことも想定して設けたものである。

Q. 柳下委員

薬事審議会で知事指定薬物を検討することであるが、その委員の中に例えば成瀬副病院長のような薬物の専門家を入れることができるように、条例に規定することはできないのか。

A. 田村議員

議員である我々は、条例の作成を行うものであり、執行機関ではない。条例に基づく適切な執行については執行部にお願ひし、県議会としては適正な執行が行われているかどうかを監視していくことが役割であり、しっかりと執行できる条例を提案している。薬事審議会の委員の個別の選任については条例に規定すべきものではない。

Q. 柳下委員

第5条第2項第1号において、推進計画の中に教育、学習及び啓発活動の推進等について規定を入れた理由はどのようなものなのか。

A. 中川議員

埼玉ダルクからは回復支援センターを作ってほしいという要望があり、それには予算措置などを条例に規定しなければ実現できないと考えている。また薬物の問題は、危険ドラッグの問題だけではなく教育や福祉などについて県が取

り組んでいくきっかけとして、施策を推進して
いくだけではなく、推進計画を策定すべきだと
考え、第5条に規定した。

Q. 柳下委員

薬物依存症は慢性疾患なので、長い期間の治
療が必要であると聞いている。医療機関の体制
整備についても必要と考えるがどうか。

A. 中川議員

医療機関の体制整備は必要と考えている。県
内で薬物依存症の治療機関は伊奈町にある精神
医療センター1か所のみで、西部地区在住の依
存症患者の方が通いきれなかったという話も聞
いている。

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年3月4日

◆付託議案に対する質疑（都市整備部関係）

Q. 村岡委員

- 1 第48号議案について、国の交付金を受けて行う事業以外にも急傾斜地崩壊対策のための事業があるのか。
- 2 第53号議案及び第55号議案について、2014年度埼玉県一般会計補正予算(国の補正対応分)の直轄治水事業費負担金について、ハッ場ダムは含まれているか。

A. 河川砂防課長

- 1 保全人家が10戸以上等、一定の要件を満たすものは、交付金で整備を行い、小規模なものは県単独費で実施している。
- 2 ハッ場ダムは含まれていない。

Q. 村岡委員

第48号議案について、整備が必要な急傾斜地は、全体でどれだけあるのか。そのうち、交付金、県単独事業の事業内訳はどうか。

A. 河川砂防課長

保全人家5戸以上の急傾斜地が745か所あり、これらについては何らかの整備が必要と考えている。内訳については、詳細な情報が手元にない。

Q. 村岡委員

内訳については、後ほど教えていただきたい。
第48号議案について、負担金の算定において、町の財政力は加味されているのか。

A. 河川砂防課長

負担割合は、国土交通省の通知に基づき算定しており、財政力については考慮していない。

対象となる市町には、地方財政法に基づき、昨年11月に意見聴取をしており、異存なしの回答を得ている。

Q. 村岡委員

市と町が同じ負担額であれば、財政規模が小さい町については、大きな負担となる。県として、何らかの配慮ができないのか。

A. 河川砂防課長

現在の制度の中では、難しい。

◆調査事項に対する質疑（県土整備部関係）

Q. 村岡委員

- 1 川の消火基地は、2015年度の12か所の整備により、全体の120か所が完成するのか。
- 2 矢板護岸の補修は大事な事業と考えるが老朽化の調査は終了しているのか、また、補修が必要なものは何か所あるのか。
- 3 東京都とのスクラム強化の中で、円滑な防災活動とはどのようなものか。

A. 河川砂防課長

- 1 2013年度に26か所、2014年度に82か所の整備を行っている。2014年度分については、関係市との調整に時間を要して繰越箇所も多く、これらの協議が全て調えばという前提条件はあるが、2015年度の12か所ができれば、全体の120か所の整備が完了することとなる。

A. 水辺再生課長

- 2 矢板護岸は全県で約264kmあるが、調査は終了していない。調査が終了しているのは、老朽化の進んでいる伝右川のみである。他の河川は、今後、調査をしていきたい。

A. 道路街路課長

- 3 県西部地域において、埼玉は入間基地や朝霞駐屯地、東京には立川防災基地がある。都県境の未接続道路が整備されると幹線道路のネットワークが強化され、震災時には大きな効果が見込めると考えている。また、災害拠点病院がこれらの道路の沿線に多数あるので、迅速な救急対応を行うことが可能となる。

Q. 村岡委員

- 1 矢板護岸264km調査は、どの程度終わっているのか。老朽化対策については、安全が最優先であるが、地元自治体の意見や要望を聞いているのか。
- 2 国土交通省が発表した8方向作戦に埼玉も含まれているが、東京都とのスクラム強化はこの国の考えに基づいたものなのか。

A. 水辺再生課長

- 1 矢板護岸の総延長約264kmうち、打設後おおむね30年以上経過しているものが約160kmあるので、まず、調査を行う。調査が終了している伝右川については、矢板護岸約16kmについての矢板の打ち換え、防食など計画の概略はおおむね決まっているので、工事に入る段階で詳細を詰めていく。矢板護岸の補修については、調査を行う段階であり、地元自治体の意見は聞いていない。

A. 道路街路課長

- 2 国は広域的な視点で考えている。県ではこの地域における防災活動拠点としての強化を考えている。国の施策とは直接には連動していないが、大きくみれば国の施策を補完するものとなると思う。

Q. 村岡委員

国の施策では、災害時には7路線は通行止めとし、一般は使えなくなると聞いている。整備後に国がこのように指定してしまうのか。

A. 道路街路課長

県道、都道のネットワークを形成するものであり、国管理道路ではないので指定されることはないと思われる。国の施策にも効果的な対応ができるように、今後検討していきたい。

◆付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）

Q. 村岡委員

- 1 第55号議案、住宅・建築物耐震化促進費の減額が2億2,400万円と大きい理由は何か。
- 2 第63号議案、2010年度公営住宅建設費の減額補正額が3億7千万円と額が大きい。5年次事業ということであるが、今年度で工事は終わるのか。着工はいつか。団地名や当初の総事業費、減額の主な要因は何か。
- 3 第74号議案について、誠意がないので訴訟に踏み切るとのことだが、対象者の年齢、収入など、誠意がないと判断するまでにどのようなアプローチがあったのか。

A. 建築安全課長

- 1 床面積が5,000㎡を超える大規模な民間建築物の耐震診断費用は、1千万円を超えるものもある。2013年11月に耐震改修促進法が改正され、大規模な民間建築物の耐震診断が義務化されたことを受け、建築物の所有者が検討を始めたが、資金調達が間に合わなかったことが、減額の主な理由である。

A. 住宅課長

- 2 通常、公営住宅の建設には4年間を要している。事業を進めていく中、予期せぬ地下埋設

物の除却に費用がかかることなどを考慮し、一般的には事業のめどが立つ最終年度に減額している。今回、事業費が確定したことから、減額補正をしている。2010年度公営住宅建設費は、1割程度の減額となっている。工事は、5年目となる今年度で事業は終了する。なお、工事着工は2013年度である。2010年度の建設団地は、熊谷玉井団地、大宮東宮下団地、大宮七里団地、大宮長山団地及び浦和高層団地の5団地である。大宮東宮下団地の建設費については、当初の30億1,557万円に対して、補正後は26億4,314万円となっている。減額の要因については、主に契約差金によるものである。なお、当初の予算をもとに、予定どおりの戸数を整備基準に則り、建設している。

- 3 訴訟対象者である名義人は44歳で、家族状況は子供が2人とその子の計4人である。名義人と子供が仕事をしており収入もあり、支払い能力がある。これまでの納入指導の中でも支払いをいただかず、やむを得ず議案の提出となったものである。

Q. 村岡委員

- 1 耐震改修促進法の改正から1年が経過したが、耐震改修の今後の見通しはどうか。
- 2 公営住宅建設費については、総事業費の1割程度の減額ということであるが、一般的な値なのか。
- 3 第74号議案について、訴訟対象者は収入がありながら支払いがなかったとのことだが、家族が4人おり、何か他に支払いができない事情があったのではないか。

A. 建築安全課長

- 1 診断義務化の25棟のうち今年度6棟の診断が完了し、更に3棟が2か年事業として診断に着手している。残り16棟についても、今年

度から職員が戸別訪問で働き掛けを実施し、診断実施に向け所有者の理解は得ている。所有者は大きな企業であり、2015年度も継続して働き掛けることにより、診断を完了させるよう取り組んでいく。

A. 住宅課長

- 2 工事の落札率は、9割程度であったので、妥当な値であると考えている。
- 3 納入指導の中で家庭状況についても聞いているが、名義人からは、「借金がある。」「払えないものは払えない。」との話があった。

Q. 村岡委員

- 1 訴えの提起は、千葉県的事件の例もあるので、入居者には十分配慮して対応してほしい。（意見）
- 2 第49号及び第50号議案について、単価引上げに当たって、関係市町の意見はどのように聞いたのか。
- 3 荒川左岸南部流域、中川流域の最近の収支状況はどうか。
- 4 単価引上げによって、市町への影響額はどの程度になるか。

A. 下水道管理課長

- 2 市町と調整を重ね合意が得られたので、下水道事業管理者名で市長、町長宛てに公文書で意見照会をし、同意をいただいた。
- 3 荒川左岸南部流域は、流域下水道では全国一の規模であり、2012年度までは黒字であった。しかし、全国で2番目に古い流域であることから施設の老朽化が進み修繕費が増大していることや、電気料金の高騰、消費税の引上げなどもあり、2013年度は約3億円の赤字となった。中川流域は、全国3番目の規模であり、2010年度までは黒字であった。そのため、中川流域については、単価を37円から32円に

引き下げ、生じた赤字を累積黒字で補填する方法を行ってきたため、ここ数年収支は均衡している。

- 4 2013年度の処理水量を基に試算すると、川口市とさいたま市については、荒川左岸南部流域、中川流域の合計となるが、おおむね川口市が1億4,300万円、さいたま市が2億8,200万円、上尾市が4,100万円、蕨市が1,800万円、戸田市が3,300万円、春日部市が1億600万円、草加市が1億3,000万円、越谷市が1億4,900万円、八潮市が5,000万円、三郷市が5,300万円、蓮田市が2,500万円、幸手市が1,300万円、吉川市が2,500万円、白岡市が1,600万円、伊奈町が1,500万円、宮代町が1,200万円、杉戸町が1,500万円、松伏町が800万円の増額となる。

Q. 村岡委員

- 1 単価増が全て住民に転嫁された場合の増額分はいくらになるのか。例えば、5人家族の場合でいくらの増額となるのか。
- 2 現状で、県流域下水道の負担金単価の一番高い流域と一番低い流域はどこか。
- 3 収支が赤字となっている流域の赤字解消の見込はどうか。

A. 下水道管理課長

- 1 住民が負担する下水道料金は、県への維持管理負担金のほか、市町が管理する公共下水道の整備費や維持管理費、一般会計からの繰入金により決定される。維持管理負担金の引上げが全て住民負担になるとは限らないが、仮に全て住民負担とした場合、1人1日240ℓを使用すると想定して、5人家族では、荒川左岸南部流域で月額75円の値上げ、中川流域では月額180円の値上げになる。
- 2 一番低い流域は荒川右岸流域で32円、一番高い流域は荒川上流流域で85円となっている。

- 3 引き続き、経費の節減に努めていくが、不足する部分については市町にも適切な負担を求めていかなければ赤字解消は困難と考えている。

Q. 村岡委員

各流域の単価統一についての考え方はどうか。

A. 下水道管理課長

維持管理負担金は、受益者負担が原則であり、単価統一を行うためには、県の繰入金を増やして赤字流域の赤字分を補填するか、黒字流域の黒字分で赤字流域の赤字分を補填する必要がある。いずれも困難な状況であり、単価統一は将来的な課題と考えている。

Q. 村岡委員

現状では、流域ごとの単価にかなりの差がある。受益者負担という考え方であれば流域ごとの単価の差は致し方ないが、流域を統一するという考え方はとれないか。

A. 下水道事業管理者

単価は流域ごとに決定している。流域下水は自然流下で処理しているため、管きよをつなぐという流域の統一は困難であるが、単価を統一するというのであれば可能である。しかし、単価統一は、県南部の流域が県北部の流域の分を肩代わりすることになる。今回、課長が流域の副市長などに単価改定を説明しに行った際、厳しい財政状況の中、他流域の分を肩代わりするなどという話は住民に説明できないと言われている。確かに、2013年度決算でいえば、計算上40円程度で単価統一ができると思われる。県南部の流域にその差を負担してもらえれば統一は可能であるが、県南部の流域市町が増額分を負担するのは難しいと考える。住民に転嫁するかどうかは市町の判断になる。単価統一につい

ては、解決すべき大きな課題であると認識している。

村岡委員

意見であるが、流域ごとに単価が異なっている現状において、急に単価統一することが困難であることは理解できるが、過去からの課題でもあり、是非、前進させてほしい。

◆調査事項に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）

Q. 村岡委員

- 1 多子世帯への住宅支援の要件は、18歳未満の子供の有無だけが要件なのか。リフォームの補助対象となる工事はどのようなものか。
- 2 県営住宅の多子世帯向け住宅改修工事について、これは県の責任で行う工事なのか。
また、3DKなどに改修工事を行うとあるが、対象となる間取りは他にあるのか。
- 3 民間建築物の耐震化率90%達成との目標があるが、棟数など数字で表すとどうなっているのか。
- 4 下水道施設の老朽化対策として約85億円の予算を計上しているが、このうち荒川左岸南部流域の焼却炉改築工事はどのような内容なのか。

A. 住宅課長

- 1 18歳未満の子供が3人以上であることが要件である。世帯要件だけでなく住宅についても、床面積が100㎡以上であること、耐震性能が十分であるものを要件としている。リフォームについては、子育てしやすい住宅へのリフォームを対象としており、増築も対象としている。補助要件については、募集前にしっかりと考えていきたい。
- 2 県営住宅の改修工事については、工事も募集も県で行う。また、3DKの他には、3LD

Kも対象にしている。

A. 建築安全課長

- 3 県では、多数の者が利用する建築物で、階数3以上かつ床面積1,000㎡以上の建築物を対象に耐震化を進めている。県全体で約14,300棟あり、耐震化率を90%にするためには、耐震化されていない建築物を約1,430棟以下にする必要がある。現在、86.8%の耐震化がなされており、残り3%の達成に向け、県と12市とで役割分担をし、引き続き取り組んでいく。

A. 下水道管理課長

- 4 荒川水循環センターの3号汚泥焼却炉は、1998年に設置し既に16年が経過し老朽化している。そのため、2014年度から2016年度までの3か年で、設備の改築を行うものである。

Q. 村岡委員

多子世帯への住宅支援については、住んでいる住宅をリフォームすることも補助対象となるのか。

A. 住宅課長

中古住宅を取得してリフォームする場合だけでなく、今住んでいる住宅をリフォームする場合も補助対象である。

◆付託議案に対する討論

村岡委員

第49議案、第50号議案、第53号議案及び第55号議案に反対の立場で討論を行う。

第49号議案及び第50議案については、維持管理負担金の改定が住民の負担増となりうることや、流域間の単価格差の縮小がみられないことから反対である。

第53号議案及び第55号議案については、他の

委員会で反対のため、反対である。

◆調査事項に対する意見

村岡委員

第1号議案については、直轄事業費負担金にハツ場ダム負担金が含まれていること、第19号議案については、第49号議案、第50号議案の維持管理負担金の改定に反対であるため、否である。

4 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年3月6日

Q. 柳下委員

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置数は全国第2位とのことだが、今後の見通しはどうなっているか。
- 2 太陽光発電のほか、木質バイオマスの活用にも取り組んでいるようだが、県全体で再生可能エネルギー普及の取組を進めていくには、都市や山間部など地域それぞれの特性に応じた、エネルギーの地産地消のやり方があると思うが、県ではどのように取り組んでいるか。
- 3 自然エネルギー研究センターの大友センター長を交えた勉強会に参加する機会があり、その際、北海道の事例として、大規模な民間事業者がメガソーラーを設置し、利益のほとんど持って行ってしまい、そこでは雇用がなかなか生まれないと聞いた。再生可能エネルギーの普及は結構であるが、地域への貢献について、県ではどのように考えるか。

A. 温暖化対策課長

- 1 太陽光パネルの価格が低下しており、補助がなくても10年程度で投資回収できる状況になっている。県の5か年計画で2016年度末までに設置数14万基という目標を掲げているが、現在の設置数は約9万2,000基となっている。

県の補助は2013年度で終了したが、今後は施工についての安全性を担保するためのチェックシートの作成、金融機関と連携した頭金0円ローンの推進、公益的施設に太陽光発電設備を設置する市民共同発電への支援などにより、目標達成を目指してまいりたい。

A. 環境政策課長

- 2 今、秩父では吉田元気村のバイオマス発電のほかに2MW級の木質バイオマス発電事業を民間事業者が行おうとしている。木質バイオマス発電は、今後FIT(固定価格買取制度)の買取価格が32円/kwhから40円/kwhに引き上げられるなど市場の変化が起きている。一方で、間伐材などの木材単価が高騰する可能性もあり、今後ビジネスとして成立するかがカギとなる。秩父地域の特徴を活かしたビジネスモデル事業として支援し取組を拡げていきたい。

また、本庄市では下水汚泥と食品廃棄物のバイオガス化実証を行っている。来年度は新たに東松山市や坂戸市にある下水処理場でも調査をしていく計画である。こうした取組はまだ実証段階であるが、今後成功させて下水汚泥や食物残さの多い南の地域に広げていきたいと考えており、地域の特性を生かして再生可能エネルギーの普及を拡大していきたい。

- 3 エコタウン事業では、地域の課題となっていた荒れ地を整備してメガソーラーを設置し、その売電益の一部は地元に還元するといった地域貢献型のメガソーラーの整備事例がある。こうした取組をモデルとして拡げていきたい。

Q. 柳下委員

- 1 原発をやめて、再生可能エネルギーを増やすべきである。ドイツでは積極的に推進していると聞くが、県としてはどうか。
- 2 再生可能エネルギーには風力発電もあるが、本県での導入の可能性はどうか。

A. 環境政策課長

- 1 ドイツで先行しているFIT制度については、再生可能エネルギー導入量が増えたことで、電気の利用者が負担する賦課金が上昇していると聞く。そのバランスが重要であるので、先進事例を注視し、その動向を見極めていきたい。
- 2 群馬県からの赤城おろしがあるが、季節や時間によって偏りがある。風力発電に必要な安定した風が吹く適地が本県には少ない。風力発電の可能性は低いと考える。

5 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年3月6日

Q. 村岡委員

- 1 モバイル空間統計調査での帰宅困難者数は、昨年度発表した県の被害想定に反映されているのか。
- 2 これまでの取組を踏まえて、改めて帰宅困難者対策の考えを伺う。
- 3 先日国土交通省が発表した8方向作戦では、うち主要幹線道路7路線を通行止めにする方針である。徒歩帰宅者も主要幹線道路を通過して帰ることが想定されるが、支障はないのか。
- 4 公衆電話の設置促進や特設公衆電話は、むやみに働き掛けても駄目である。どのような考えで働き掛けを行っているのか。

いる。特設公衆電話は、県防災拠点校38校のうち37校で設置が終わり、残り1校についても今後設置の予定である。また、避難所への特設公衆電話の設置については、62市町村で設置に関する覚書締結を進めており、昨年度から大幅に設置は進んでいる。

A. 消防防災課長

- 1 モバイル空間統計の調査結果を反映して、被害想定を作成している。
- 2 まずは、県民の命を守ること、安心安全の確保が第一である。発災直後の混乱や余震による落下物での二次被害を防ぐためにも、一斉帰宅抑制の周知徹底が重要である。帰宅困難者が安全な場所にとどまっていたくための対策を今後も進めていく。
- 3 発災直後は、救出救助が最優先であるため、一斉帰宅抑制は重要である。徒歩帰宅ルートの安全が確保された段階で、順次徒歩帰宅することとなる。国土交通省の考え方により支障があるとは考えていない。今後、情報収集を行い、近隣都県と連携していきたい。
- 4 危機管理防災部長がN T T東日本埼玉支社長を訪問し、公衆電話の設置について協力の要請をしている。ただやみくもに公衆電話を設置してほしいということではなく、駅などが集まる場所に設置するようお願いして

6 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年3月13日

委員長

1 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布したとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

確認

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願う。

村岡委員

私どもは、1号、5号、6号の討論を認めていただきたい。中身はいずれも県民にとって大事な案件であり、県民に与えられた請願権と議員による議案提案権は異なるものである。任期4年の中で一度も討論が認められていないということからも、是非、埼玉県議会の常識を示していただきと思うので、この3点の討論を認めていただきたい。

高木委員

私どもの会派からは1号、2号、3号、6号の討論を認めていただきたい。以前にも申し上げたが、ぎょうせいから出版されている地方議会実務講座では、請願に対する討論は他の議案と同様に行うことができるのは当然であるとされている。憲法16条で認められている請願権に基づいて出された請願に対する討論をできることは、議案とは別の次元である。

また、請願の討論を原則行わないこととした議論は、繰り返し出される請願に対する対応として

出された結論であって、繰り返しではないものについては、討論を行わなければおかしいと思うので、よろしく願う。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合せている。

議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議の討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

また、請願も含めて、継続審査の案件に対する討論は行わない例とされているところである。

以上により、今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了承

委員長

3 議会運営委員の閉会中における特定事件についてだが、手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

異議なし

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

4 議員提案についての(1)意見書だが、去る2月24日(火)(代表質問日)までに、各会派から提出された意見書案の柱12件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表とおり、共同提案4件となったので御了承願う。

了承

小島委員

ただ今、委員長から意見書の調整結果について報告されたところだが、急きよこの場をお借りして、決議について御提案させていただきたいと考えている。

決議の素案をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしく御配慮のほどお願いする。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。
事務局が資料を配布

委員長

それでは、説明をお願いする。

小島委員

先般、職員、教職員、警察官による不祥事が継続的に発生している。我が会派は、一般質問や総務県民生活委員会において、これらの不祥事に関する質疑を行った。言うまでもなく、職員には県民全体の奉仕者として高い自覚が求められるものであり、これらの不祥事は、県民からの信頼を失墜させる行為である。執行部からは、不祥事の防止に向け取り組む旨の発言があったが、我が会派としては、職員に対して更なる自覚を求めるためには、改めて、県議会がこのような事態を重く捉えているという意味を執行部に示す必要があると考えたところである。

そこで、「不祥事再発防止対策を求める決議」

を急きよ件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

決議については、開会日の議会運営委員において、代表質問日2月24日までに件名を、一般質問最終日2月26日までに案文を提出することが確認されているとは承知している。このような急な御提案となったことについて、各会派おかれては、特段の御理解をいただき、御賛同いただきたいと考えている。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はある。

村岡委員

説明を聞いたが、内容については大事な指摘である。しかし、説明者も言ったように、議運の中で意見書・決議については柱の期日、案文の期日を決めて各会派がそれを守り、議運のルールを守りながら運営をしてきた。この内容が本当に県民全体の中でひっ迫しており、どうしてもこれを出さなければならないというものであれば特段の配慮は当然であるが、この中身であれば、この意思表示はこれまでもなんらかの形でできるものである。したがって、この決議をいきなり提案することについては、私たちは賛成しかねる。

委員長

それでは、ただ今自民から提案のあった「不祥事の再発防止対策を求める決議」案については、全会派一致とはならなかったが、共同提案ではなく、その他として追加することでよいか。

了承

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、意見書案と同様に、今後の議運で確認することでよいか。

了承

委員長

次に、(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する案についてだが去る2月26日(木)の議運において、改正案について御了承いただいた。

同規程改正案は共産党を除く議運委員の連名で提出することとし、提案説明の有無及び委員会付託省略等については、今後の議運で確認することによいか。

了承

委員長

5 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例に倣い、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるといふ形で行うことによいか。

了承

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長説明

委員長

7 その他(1)欠席議員報告についてだが、議事課長にさせる。

議事課長

本日9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

了承

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考

えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

了承

6 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年3月13日

委員長

1 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布したとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

確認

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願う。

村岡委員

私どもは、1号、5号、6号の討論を認めていただきたい。中身はいずれも県民にとって大事な案件であり、県民に与えられた請願権と議員による議案提案権は異なるものである。任期4年の中で一度も討論が認められていないということからも、是非、埼玉県議会の常識を示していただきと思うので、この3点の討論を認めていただきたい。

高木委員

私どもの会派からは1号、2号、3号、6号の討論を認めていただきたい。以前にも申し上げたが、ぎょうせいから出版されている地方議会実務講座では、請願に対する討論は他の議案と同様に行うことができるのは当然であるとされている。憲法16条で認められている請願権に基づいて出された請願に対する討論をできることは、議案とは別の次元である。

また、請願の討論を原則行わないこととした議論は、繰り返し出される請願に対する対応として

出された結論であって、繰り返しではないものについては、討論を行わなければおかしいと思うので、よろしく願う。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合せている。

議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議の討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

また、請願も含めて、継続審査の案件に対する討論は行わない例とされているところである。

以上により、今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了承

委員長

3 議会運営委員の閉会中における特定事件についてだが、手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

異議なし

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

4 議員提案についての(1)意見書だが、去る2月24日(火)(代表質問日)までに、各会派から提出された意見書案の柱12件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表とおり、共同提案4件となったので御了承願う。

了承

小島委員

ただ今、委員長から意見書の調整結果について報告されたところだが、急きよこの場をお借りして、決議について御提案させていただきたいと考えている。

決議の素案をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしく御配慮のほどお願いする。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。
事務局が資料を配布

委員長

それでは、説明をお願いする。

小島委員

先般、職員、教職員、警察官による不祥事が継続的に発生している。我が会派は、一般質問や総務県民生活委員会において、これらの不祥事に関する質疑を行った。言うまでもなく、職員には県民全体の奉仕者として高い自覚が求められるものであり、これらの不祥事は、県民からの信頼を失墜させる行為である。執行部からは、不祥事の防止に向け取り組む旨の発言があったが、我が会派としては、職員に対して更なる自覚を求めるためには、改めて、県議会がこのような事態を重く捉えているという意味を執行部に示す必要があると考えたところである。

そこで、「不祥事再発防止対策を求める決議」

を急きよ件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

決議については、開会日の議会運営委員において、代表質問日2月24日までに件名を、一般質問最終日2月26日までに案文を提出することが確認されているとは承知している。このような急な御提案となったことについて、各会派おかれては、特段の御理解をいただき、御賛同いただきたいと考えている。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はある。

村岡委員

説明を聞いたが、内容については大事な指摘である。しかし、説明者も言ったように、議運の中で意見書・決議については柱の期日、案文の期日を決めて各会派がそれを守り、議運のルールを守りながら運営をしてきた。この内容が本当に県民全体の中でひっ迫しており、どうしてもこれを出さなければならないというものであれば特段の配慮は当然であるが、この中身であれば、この意思表示はこれまでもなんらかの形でできるものである。したがって、この決議をいきなり提案することについては、私たちは賛成しかねる。

委員長

それでは、ただ今自民から提案のあった「不祥事の再発防止対策を求める決議」案については、全会派一致とはならなかったが、共同提案ではなく、その他として追加することでよいか。

了承

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、意見書案と同様に、今後の議運で確認することでよいか。

了承

委員長

次に、(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する案についてだが去る2月26日(木)の議運において、改正案について御了承いただいた。

同規程改正案は共産党を除く議運委員の連名で提出することとし、提案説明の有無及び委員会付託省略等については、今後の議運で確認することによいか。

了承

委員長

5 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例に倣い、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるといふ形で行うことによいか。

了承

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長説明

委員長

7 その他(1)欠席議員報告についてだが、議事課長にさせる。

議事課長

本日9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

了承

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考

えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

了承

7 予算特別委員会における村岡正嗣議員の質疑

2015年3月10日

Q. 村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速質問に入らせていただきます。

「障害者の暮らしの場」を保障するために、入所施設の整備について伺います。

障害者権利条約批准から約1年が経過しましたが、障害者とその家族の現実は課題山積です。とりわけ障害者の介助を家族に依存し、その家族が高齢化を迎えている中で、障害者の暮らしの場の整備は切実な要望となっています。現在、障害者入所施設の待機者は1,321人にも上っています。

先日も、あるお母さんから、「娘は重度の障害です。大切に育ててきました。私たちが死んでも暮らせる施設に入れて、この子が幸せに生きられることだけが私たちの願いです」と訴えられました。こうした御家族の思いに反して、国は、入所施設の定員増を認めないどころか、むしろ減らせと言っています。

一方で、知事は昨年柳下県議の質問に、「障害者の状況を見極めることなく、画一的に補助金を認めないという国の方針は適切ではないというふうに思っています」、「今後とも施設入所を必要とする、より障害の重い方々から入所できるように、入所施設を整備していきます」と答弁されました。この知事の発言を知った御家族の方々からは、「心強く感じた」、「励まされた」との声です。

そこで、改めて伺いますが、障害者入所施設の整備の必要性について知事の御見解、決意について御答弁をお願いします。

A. 上田知事

つい先日も、筋ジストロフィー協会の50周年記念の会合に出席をさせていただきました。正

に、自分の責任でないところから何らかの形で重度の障害になっていく、このプロセスを抱えた本人、また家族というものは、大変重いものを持っております。したがって、社会全体でそれをカバーするというのが、私は福祉の理念ではないかというふうに考えております。

そういう意味で、基本的には、たとえ障害者といえども、住み慣れた地域や御家庭で何らかの形で家族に包まれて、あるいは地域の皆さんに温かく包まれて過ごすというのが基本だというのは、国もいっているように私も思います。

しかし、それを超えた話が現にあるにもかかわらず、そうしたものを捨象するという話は納得できない。これは納得できない話だというふうに私は思っております。

したがって、現に増えているところと、地域社会でそれが減っているところがあります。埼玉県は、重度身障者が増えている県であります。それを一律的に減らせという話は、いけない話でもありますので、埼玉県は非常に粘りまして、一昨年の2013年には、国によく説明をして、川口において60人の定員の入所ができる施設を、国の補助金も活用させていただきながら確保した。これで一つの突破口を作りましたので、今後も、やはり必要な人数は必要な人数として確保していきたいというふうに思っております。

また、こうした入所施設を必要とする障害者の状況というのを、やっぱり私たちも的確に把握して、きめ細かく報告をしながら国にも理解をしていただく、この作業も必要だというふうに思っておりますので、これからもそういう作業を丁寧に、国に説明ができるような準備は常にしておきたいと思っております。

Q. 村岡委員

知事の、今後も確保していくという決意を確認させていただきました。それをどう具体化するのかについて、提案を含めて質問いたします。

グループホームの整備のための県営住宅の活用についてですが、国も入所施設の定員増を認めない一方で、本県の第4期障害者支援計画では、住まいの場としてグループホームの利用定員は、29年度末で877人増と明記されています。入所施設もそうですが、グループホーム建設も土地確保が困難という問題があります。

そこで、県営住宅や市営住宅やURなど既存施設を活用した整備の要望が寄せられています。本年3月現在、県営住宅の空き戸数は1,566戸あり、県営住宅条例でも、社会福祉法人による利用や改修を認めています。団地再生事業による建替えの際の整備も認められています。

しかし、現状では県営住宅内の障害者グループホーム整備の実績はありません。全県で市営住宅に2例あるだけです。私は、その一つ、戸田市の市営住宅にあるケアホーム下笹目を視察してきました。定員10名で、普通の暮らし、地域の一員として地域社会とつながることを目指しています。市営住宅であることから、家賃の安いことも利用者には魅力です。しかし、多くの自治体では市営住宅でのグループホームの設置を認めようとしていません。

今日、公営住宅へのニーズは、子育て支援や異世代間の交流をはじめ、多様化しています。そこで、私は、県が障害者の願いに応え、グループホーム整備を最大限支援すべきだし、そのために県営住宅を積極的に活用すべきだと考えます。

知事に伺います。障害者グループホーム整備のために県営住宅を活用していただきたい。そのためにも、県営住宅においてモデル事例を実現していただきたいが、御答弁をお願いします。

A. 上田知事

御案内のとおり、グループホームの定員数は毎年250人ずつ確保して、埼玉県5か年計画に位置付けております。今年度末には、目標3,255人分に対して3,392人の定員数を確保する見込みになってきております。順調に定員数を伸ばすことができっておりますが、今、議員も御指摘されましたように、グループホームの運営者がいないわけではありませんが、土地を確保したりするのが困難だという状況が生まれていることも事実であります。

結論から申し上げます、基本的には県営住宅を何らかの形で提供するというのは難しいことではないと思っています。今も既に建替えなどで高齢者の施設などを造ったり、併設したりしております。今後も建替えの時期もさることながら、現状の中でも、空き住戸をグループホームとして利用することなども検討して構わないんじゃないかと思っています。

ただ、現に住んでおられる方々の御理解も得なくちゃいけませんので、そうした皆様の御理解を得た上で、それが可能であれば、基本的には御指摘を踏まえて設置することの可能性について、しっかり検討をさせていただきたいと思えます。

Q. 村岡委員

是非しっかり検討を進めていただきたいと思えます。

次に移ります。UR住宅での整備に声を上げることについてです。

県内のUR、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅は約8万2,000戸で、その1割が空き家となっています。そのUR住宅でのグループホーム整備を求める声も切実です。しかし、URにグループホーム設置を打診すると、県の許可が必要と言われ、県のほうに相談すると、許可など必要ないと言われ、断念したという団体の声

もあります。

そこで、UR住宅でのグループホーム整備の推進に、県の立場から声を上げていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか、答弁をお願いします。

A. 上田知事

この締めくくり総括までの時間が短いこともあり、やりとりについての確認ができておりません。できておりませんが、URの賃貸住宅にも相当な空き家があるということは聞いております。もちろん、これはまた建替えのための準備としての空き家だとかそういうのもいろいろあるかと思いますが、何らかの形でそういう空き家があれば、障害者のグループホームとしての貸出しなどについて考えてもおかしくないんじゃないかというふうに思っています。県営住宅でも考えられることでありますので、独立行政法人という枠組みが変わりましたけれども、考えられないことはないと思いますので、こういう議論があったことをURにもお伝えし、どういう可能性があるかについて、きちっと後日御報告をしたいと思っております。

Q. 村岡委員

障害者には静かな環境も必要であり、市街化調整区域での入所施設整備の要望は大きいのですが、現実には、自治体窓口で門前払いというケースが多いようです。しかし、県としての福祉担当課と法人が一緒になってグループホームの必要性を説明することによって許可されるケースもあるそうです。

そこで、知事、市街化調整区域での障害者施設建設の特例許可について、今後も特段の努力を、尽力をお願いしたいのですが、見解をお示してください。

A. 上田知事

2006年の都市計画法の改正までは、社会福祉施設は開発許可が不要でございました。しかし、市街化調整区域の立地が多数生じて乱開発の問題が起きたことから、法改正により開発許可の対象になりました。このため、市街化調整区域内にグループホームなどの障害者施設を整備する場合には、施設の公益性や個別の事情を勘案し、県や市の開発審査会の審議を経て開発許可、不許可を判断しているというのが現状であります。

今後も、社会福祉施設の増加が見込まれております。このため、公益性や乱開発防止など開発審査会に諮る基準、その基準をしっかりと作っていくべきだというふうに考えておりますので、その基準をしっかりと検討させていただきたいと考えております。

8 当初予算に対する村岡正嗣県議の反対討論

2015年3月11日

日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党を代表して、当初予算に対する反対討論を行います。

初めに、第1号議案 2015年度埼玉県一般会計予算及び修正案に対する討論を行います。

治水対策の基本は堤防の強化です。国土交通省を説得してまでの構造物の設置は論外です。事業予定地は、県内でもぜい弱と言われ、強化事業が行われている河川堤防です。このような場所に総事業費規模約13億円もの費用を投入してメガソーラーを設置する事業は認められません。

加えて、地元に対する説明も行っていないことは重大です。修正内容は賛成できるものですが、この部分の修正を行っても第1号議案に対する反対の態度に変更はありません。以下、その理由を申し述べます。

第1に、県民の生活が苦しいときに、福祉医療費助成制度の拡充どころか重大な後退を継続しました。乳幼児医療費助成制度では、財政力指数の高い自治体への補助率削減を続けています。自治体の財政力によって、子供たちへの助成額を差別することは許されません。

また、今年1月より重度心身障害者医療費助成制度では、新たに65歳以上の方は対象から除外され、来年度約1万3,000人がこの制度から締め出されます。障害者への年齢差別は撤回すべきです。

第2に、その一方で不要不急な大規模公共事業は継続、又は再開され、巨額な県民の税金が投入されることです。ハツ場ダムや地下導水管工事に建設事業費及び水源地域整備事業等で35億6,700万円もの予算が計上され、霞ヶ浦導水事業では約4,000万円が、思川開発予算として2,100万円も計上されています。国の言いなりにダム事業などに参加する必要はありません。

第3に、埼玉スマートアグリ推進事業は県農林総合センター内の4ヘクタールもの用地をイオン系の大手企業に格安で貸出し、事業化するものです。新たな技術開発、普及は必要なことですが、莫大な初期投資を必要とする今回の高度先端技術は、県内のトマト農家にとって簡単に導入できるものではありません。さらに、年間1,200トンもの大量生産によって、価格の下落が懸念され、トマト農家の不安の声は当然です。特定企業の利益のみに資する事業は認められません。

次に、第15号議案などの議案に対する反対理由です。

まず、第15号は県立小児医療センターの移転予算のあることから、第17号議案についてはハツ場ダムなどの予算から反対です。

第18号議案 2015年度埼玉県地域整備事業会計予算ですが、県北・秩父地域振興施設整備事業の調査費2,500万円について反対です。

本事業は、深谷市が花園インターチェンジの付近にアウトレットモールを核とした観光拠点を整備し、そのうち県企業局が1,500平方メートルを購入し、4億3,000万円かけて整備するものです。アウトレットモールは、地元でも地域経済への悪影響が懸念されており、加えて近くには道の駅も整備されており、県が改めて施設整備を行う理由はありません。

第19号議案 2015年度埼玉県流域下水道事業会計予算については、流域下水道に係る関係市町の負担額引上げを前提とした予算であることから賛成できません。以上です。

村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

事業の執行に適切な対応を求める附帯決議に対する反対討論を行います。

我が党は、先ほど申し述べたように第1号、第18号について反対です。

本附帯決議は、予算への賛成を前提とするものであり、認めることはできません。

昨日の委員会で行われた質疑において、本附帯決議に述べられている事業の重大な問題点が浮き彫りになりました。修正を行い、事業を見直すべきだと指摘をいたします。

以上です。

9 知事提出議案に対する反対討論①

2015年3月13日

日本共産党の村岡正嗣です。

日本共産党を代表して、第1号議案及び修正案、第15号議案、第17号議案ないし第19号議案について、反対討論を行ないます。

はじめに、第1議案「2015年度埼玉県一般会計予算」ならびに「修正案」に対する討論を行ないます。まず修正案ですが、治水対策の基本は堤防の強化です。国土交通省を説得してまでの構造物の設置は論外です。

事業予定地は、県内でも脆弱と言われ強化事業が行なわれている河川堤防です。このような場所に総事業規模約13億円もの費用を投入してメガソーラーを設置する事業は認められません。加えて、地元に対する説明も行っていないことは重大です。

修正内容は賛成できるものですが、この部分の修正を行っても、第1号議案に対する反対の態度に変更はありません。以下その理由を申し述べます。

第1に、アベノミクスによる消費税の8%への増税、円安による物価の上昇、社会保障費の削減によって県民の中には「暮らしが、たいへん」という悲鳴があふれています。このようなおりに、福祉医療費助成制度について拡充どころか、重大な後退を継続しました。乳幼児医療費助成制度は、市町村から対象年齢拡大を一貫して要望されているにもかかわらず、頑なにこれを拒絶しながら、三芳町や戸田市など財政力指数の高い自治体への補助率削減を続けています。住んでいる自治体の財政力によって、子どもたちへの助成額が差別されることは許されません。

また、今年1月より、重度心身障害者医療費助成制度について、65歳以上で適用条件にいたった方を対象から除く措置が始まりました。腎

臓病患者など生涯にわたって医療を必要とする方々から、撤回してほしいという切実な要望がありました。県は冷たく退けました。新年度約1万3千人がこの制度から閉め出されます。障害者の年齢差別は断固として撤回すべきです。

第2に、その一方で、不要不急な大規模公共事業が継続、また再開され巨額な県民の税金が投入されていることです。水余りの時代に水資源開発事業として、ハツ場ダムをはじめとしたダムや地下導水管工事のために、建設事業費で24億9千百万円、水源地域整備事業等も加えると35億6千7百万円もの予算が計上されています。この中には、昨年8月再開が決定された霞ヶ浦導水事業の4千万円がいち早く計上され、未だ継続するか決定もされていない思川開発事業の予算2千万円までも計上されており、次から次へと再開されるダム事業に国言いに参加する必要はありません。3事業からは撤退すべきです。

第3に、埼玉スマートアグリ推進事業は、高度先端技術を活用した次世代園芸施設のモデル拠点をつくるために、埼玉県農林総合センター内4ヘクタールもの事業用地を、県が当初予算10億9千万円を計上して整備し、イオン系の大手企業に固定資産税相当額で貸し出すものです。県民の財産である県有地を格安で提供し、特定の企業のみを支援する事業は認められません。

農作物の生産性向上のための新たな技術開発・普及は必要なことですが、ハウス一棟あたり約1億4千万円などという高度先端技術は、従来の中小規模のトマト農家にとって簡単に導入できるような生産技術ではありません。

また、年間1200トンもの大量生産・出荷を予定しており、「出荷価格が下落するのではないか」との県内トマト農家の不安の声は当然です。耕

作面積の大幅減少や後継者の不足で危機に瀕する埼玉農業を建て直すためには、家族経営を尊重しすべての農家を育成すべきであり、特定の企業に偏った農業政策はやめるべきです。

第4に、地元の反対を押し切って、県立小児医療センターの移転事業が進められているからです。

次に、第15号議案「2015年度埼玉県病院事業会計予算」については、県立小児医療センターの移転予算について、第17号議案「2015年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」については、ハツ場ダムなどの予算から反対します。

第18号議案「2015年度埼玉県地域整備事業会計予算」は、県北・秩父地域振興施設整備事業の調査費2千500万円について反対です。

本事業は、深谷市が花園インターチェンジの付近にアウトレットモールを核とした観光拠点を整備し、そのうち県企業局が1500㎡を購入し、4億3千万円かけて整備するものです。地元でも地域経済への悪影響が懸念されております。加えて、近くには道の駅も整備されており、県が改めて施設整備を行う理由はありません。

最後に第19号議案「2015年度埼玉県流域下水道事業会計予算」ですが、流域下水道にかかわる関係市町の負担額を引き上げる予算であることから、賛成できません。

以上、反対討論といたします。

10 知事提出議案に対する反対討論②

2015年3月13日

日本共産党の柳下礼子です。

私は日本共産党を代表して第22号議案、第24号議案、第26号議案、第30号議案ないし第32号議案、第36号議案、第38号議案、第39号議案、第49号議案、第50号議案、第53号議案に対する反対討論を行ないます。

はじめに第22号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」については県立小児医療センター移転を促進するものであり反対です。第24号議案「知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の手当減額はともかく、行政委員までの減額には賛成できません。

次に第26号議案「埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例」についてです。キャンプなど自然の中での体験は子どもたちにとってはいうまでもなく、若い保護者たちにも貴重な経験です。老朽化したとはいえ、野外活動センターは指定管理者の努力で年々利用者が増加しており、県民の福利厚生とともに、秩父市の観光に寄与しております。改修して使用を継続すべきと考えます。

第30号議案「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」は、国の介護保険法の改悪に伴い条例の一部を改訂するものです。

要支援者向けの訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、市町村が行う総合事業に移され、ボランティアなどの多様な担い手が行うとされました。このことに対して関係者はもとより、県民の怒りが広がっております。要支援者は決して軽度者ではありません。高齢者の細やかな変化に気づき、重症化を防ぐ、尊厳をもった自立した生き方を支援するヘルパーは専門的な役割をもっています。介護保険創設

当初の介護の社会化という理想を投げ捨て、憲法25条の否定につながる本議案には反対です。

第31号議案「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」と第32号議案「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」については関連しているので一括して討論します。これによって指定看護小規模多機能型介護事業所で高齢者と共に、身体・知的障害児・障害者を一緒に介護することが可能になります。委員会審議の中でも医療の必要な障害者や重複障害者の介助は専門性が必要であることが明らかとなっており、研修程度ですますことは許されません。今必要なのは障害児者の施設の建設であり、高齢者の介護施設に入れようとするやり方は人権無視といえます。よって反対です。

第36号議案「埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」と第38号議案「行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」と第39号議案「埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については関連しておりますので一括して討論します。

これらは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる「教育委員会制度改悪法」の施行に伴い条例の整備を行なうものです。教育政策の大本となる大綱の決定権を首長に与え、教育委員長を廃止し、教育長の任命権も首長に与えます。これは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の教育長の支配下におくものです。

もともと教育委員会は、終戦直後に、「お国のために血を流せ」と子どもたちに教えた戦前の中央集権型の教育行政を改め、教育の自主性を守るため教育行政を首長から独立させたもので

す。

その後公選制が廃止され、教育委員会の形骸化はすすんでしまいましたが、それでも、大阪市橋下市長が違法な職員の思想調査を行なおうとしたとき、市教委が否決をして教育現場が守られたというような事例もあります。この教育委員会の「首長からの独立性」をとりあげることは許せません。

安倍政権による侵略戦争美化「戦争できる国づくり」のための教育への介入が進められていますが、本県においても、議会による教育現場への政治的介入が乱暴に行なわれています。この条例改悪によって、国・県議会・知事三位一体の政治的介入が強化されることが懸念されます。

教育は、教員と子どもとの人間的なふれあいを通じて行なわれるもので、そのためには教員の自由や自主性が欠かせません。だからこそ、憲法は政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められているのです。したがって、教育行政の自主性を損ない、現場を萎縮させる本条例案に反対するものです。

第49号議案「荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について」と第50号議案「中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について」は関係市町の負担増となることから賛成できません。

最後に、第53号議案「2014年度埼玉県一般会計補正予算」についてですが、これは国の地方創生関連法と緊急経済対策予算に基づくものです。個々の内容には共感できるものもありますが、大きな視点で国の地方創生と経済対策には賛成できません。

本補正では「まち・ひと・しごと」創生総合戦略の策定などが盛り込まれていますが、安倍内閣のいう地方創生は、人口減少への危機感をあおり、公共サービスを整理、統廃合し、民間投資の活用をすすめるものです。農地転用など

規制緩和を促進し、社会保障分野では地域医療機関の再編縮小を進め、医療、介護の制度から利用者を追い出そうとしているものであります。こうした地方創生には賛成できません。よって第53号議案には反対します。

11 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属				
									佐久間	醍醐	岡		日下部
第1号議案	第1号議案「平成27年度埼玉県一般会計予算」の修正案	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	可決
第1号議案	第1号議案「平成27年度埼玉県一般会計予算」(修正部分を除く。)	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	原案可決
第2号議案	平成27年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第3号議案	平成27年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第4号議案	平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第5号議案	平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第6号議案	平成27年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第7号議案	平成27年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第8号議案	平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第9号議案	平成27年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第10号議案	平成27年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第11号議案	平成27年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第12号議案	平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第13号議案	平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第14号議案	平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第15号議案	平成27年度埼玉県病院事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	原案可決
第16号議案	平成27年度埼玉県工業用水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第17号議案	平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第18号議案	平成27年度埼玉県地域整備事業会計予算	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第19号議案	平成27年度埼玉県流域下水道事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
第20号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第21号議案	埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第22号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第23号議案	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第24号議案	知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
第25号議案	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第26号議案	埼玉県青少年総合野外活動センター条例を廃止する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第27号議案	埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第28号議案	埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第29号議案	埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第30号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果	
		共産党	自民党	所民無	公明党	刷新の会	社民党	吉田会	無所属				
									佐久間	醍醐	岡		日下部
第31号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
第33号議案	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第34号議案	埼玉県中小企業高度化資金特別会計条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号議案	埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第36号議案	埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第37号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号議案	行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第39号議案	埼玉県教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第40号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第41号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第42号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第43号議案	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第44号議案	衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第45号議案	公立大学法人埼玉県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第46号議案	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第47号議案	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第48号議案	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第49号議案	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
第50号議案	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
第51号議案	埼玉県防犯のまちづくり推進計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第52号議案	埼玉県子育て応援行動計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第53号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第54号議案	平成26年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第55号議案	平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第56号議案	平成26年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第57号議案	平成26年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第58号議案	平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第59号議案	平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第60号議案	平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	所属無	民主・無	公明党	刷新の会	社民党	吉田会	無所属					
										さいたま	佐久間	醍醐		岡	日下部
第61号議案	平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第62号議案	平成26年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第63号議案	平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第64号議案	平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第65号議案	平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第66号議案	平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第67号議案	平成26年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第68号議案	平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第69号議案	平成26年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第70号議案	平成26年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第71号議案	埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第72号議案	埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第73号議案	埼玉県教育環境整備基金条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第74号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第75号議案	損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第76号議案	埼玉県公安委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

(注) 1 各会派及び無所属議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属				
									佐久間	醍醐	日下部		
議第1号議案	哀悼決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第2号議案	埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第3号議案	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号議案	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例	○	×	○	×	○	○	×	×	×	×	×	否決
議第5号議案	埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号議案	国民の安全確保のための危機管理体制の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第7号議案	教育支援の取組に関する財政支援等の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第8号議案	主権者としての意識を高める教育の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第9号議案	農業農村整備の推進の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第10号議案	不祥事の再発防止対策を求める決議	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

(注) 1 各会派及び無所属議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

12 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- ・介護報酬削減の撤回を国に求める意見書
- ・農業危機に拍車をかける農協改革を中止するよう国に求める意見書
- ・非正規雇用をいっそう拡大する労働者派遣法の改悪を中止するよう国に求める意見書

介護報酬削減の撤回を国に求める意見書案

安倍内閣は、社会保障費の自然増を抑制する狙いから、2015年から介護報酬を全体で2.27%引き下げの方針である。実質0.2%減だった前回12年度に続く連続引き下げであり、介護職員の処遇改善と認知症・中重度者対応の加算などの上乘せを除けば、4.48%の大幅引き下げとなる。

全国老人福祉施設協議会は「現在でも赤字施設が3割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどでは、やむなくボーナスカットや非正規雇用への切り替え、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥る恐れがある」と強調しているように、これが実施されると多くの事業者の経営を直撃し、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招くことは必至である。特別養護老人ホームの待機者は、県内で15,000人にのぼっているが、このままではさらなる介護難民が地域にあふれかねない。

厚労省は、処遇改善加算によって140万人（常

勤換算）について1万2,000円程度の賃上げを見込んでいると説明しているが、介護施設で働く事務職員や理学療法士など70万人は対象外である。しかも処遇改善加算は、ある程度労働環境が整っている事業所に限られ、現在も2割の事業所が対象外となっている。

厚労省自身が、25年度には介護職員が約30万人不足すると推計しており、すでに東京都内では、介護報酬引き下げを理由として建設中止を決めた施設も生れている。

かつて小泉構造改革時の診療報酬引き下げが、中小病院の閉鎖・撤退につながり、地域から産科・小児科がなくなり医療崩壊を招いた。今この教訓に真剣に学ぶべきである。

よって国においては、介護崩壊を引き起こす、介護報酬削減を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

農業危機に拍車をかける農協改革を中止するよう国に求める意見書案

安倍政権は、「岩盤規制打破」の象徴として農協改革を位置づけ、今通常国会で農協法改定を目指している。

この中で安倍首相は、全国農業組合中央会（全中）の単位農協に対する監督権限の取り上げをはじめ、全中廃止を迫っているが、これはTPP反対運動の司令塔つぶしにほかならない。単位農協の信用・共済事業の分離や、農林中金や全国共済連への移行は、

国内はもちろん、TPP交渉に関連して、アメリカなどの保険・金融業界からかねて要求されてきたものである。これらをも、政府の進める農協改革の真の狙いは、農家や農村のためではなく、内外の企業のビジネスチャンス拡大にあることは明らかである。

協同組合を破壊して、家族農業中心の戦後農業を覆し、企業が自由に進出できる農業・農村づくり進

めていくことは、自給率低下・後継者不足など日本農業の抱える危機を打開するどころか、さらに壊滅的な状況に導きかねない。

本来、協同組合である農協に改革すべき問題があるとしたら、組合員・地域の単位農協を中心にして、自主的・自治的に改革すべきである。しかし、現在のやり方は規制改革会議などの意見をそのまま採用

し、一方的に押しつけるという協同組合のあり方とは無縁な暴挙である。

よって国においては、農業危機に拍車をかける農協改革を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

非正規雇用をいっそう拡大する労働者派遣法の改悪を中止するよう国に求める意見書案

安倍政権は、「企業が世界でいちばん活躍できる国にする」として過去2度廃案になった労働者派遣法改悪案を、今通常国会に提出する構えである。

これまで、労働法制は派遣労働をあくまで「臨時的・一時的業務」に限定してきた。しかし、今改悪案は、過半数労働組合などの意見を聴取さえすれば、「原則1年、最大でも3年」と決められてきた派遣受け入れの期間が延長可能となる、事実上の派遣受け入れ期間制限の撤廃法案である。

現在でも大手企業は偽装請負や、「クーリング期間」(3カ月以上派遣受入を休止すれば、同一派遣受入とみなさない制度)などを悪用して派遣労働者を長期にわたって使い続け、正社員の派遣社員への置き換えを進めてきた。そのうえ派遣受け入れ期間制限が撤廃されたら、大規模な正社員の派遣社員への置き換えが進むことは火を見るより明らかである。派遣、パートなど

不安定な非正規雇用で働く労働者は、全体の4割に及んでいる。改悪による非正規雇用のさらなる増大が、労働者の賃金低下を引き起こし、家計消費を押し下げ、経済破壊をすすめることは必至である。

派遣労働者は「3年経過すれば派遣先企業の直接雇用にする」というわずかにあった正社員の道も閉ざされ「生涯ハケン」を強いられることになる。労働者をつねに「首切り」の不安にさらし「モノ」のように使い捨てにする社会は、若者から希望を奪い、貧困と格差を広げ、日本社会から活力を奪い、これでは日本の産業にも企業にも発展は望めない。

よって、国においては、非正規雇用をいっそう拡大する労働者派遣法の改悪を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

13 声明・談話

記者発表

2015年3月13日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

県議会2月定例会をふりかえって

- 一、本定例会には、1兆8289億9千8百万円の2015年度一般会計予算案をはじめとした19本の当初予算案や、国の地方創世や緊急経済対策などを元にした2014年度補正予算案、また教育委員会改悪法に基づく条例案など知事提出議案76件が審議され、76本が可決・同意された（一本は修正の上可決）うち党県議団は17件に反対をした。
- 一、本定例会では最大会派である自民党と上田知事が対立する場面が見られた。各常任委員会、予算特別委員会の場で、いくつかの予算案に対して自民党県議があいついで質疑を行ない、問題点を指摘した。予算特別委員会の最終日には、利根川堤防に築くメガソーラー予算を一般会計の環境部から除き予備費に回す修正案と、付帯決議が自民党より提出された。
しかし、修正はこの部分のみに留まり、修正部分をのぞく一般会計予算をはじめとしたその他の知事提出議案は、社民・共産をのぞくオール与党で可決された。（修正案は自民党の賛成で可決）党県議団は修正に対し「治水対策の基本は堤防の強化です。国土交通省を説得してまでの構造物の設置は論外です。事業予定地は、県内でも脆弱と言われ強化事業が行なわれている河川堤防です。このような場所に総事業規模約13億円もの費用を投入してメガソーラーを設置する事業は認められません。加えて、地元に対する説明も行なっていないことは重大です。」（村岡県議討論）としつつ、この修正を行なっても一般会計予算案には賛成できないとして、修正案に反対した。
- 一、当初予算案には、障害者の保護者たちの切実な願いであり、県議団も一般質問で強く求めてきた在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業費が前年の20倍に広がるなど大きな前進も見られた。しかし 乳幼児医療費や重度心身症障害者医療費助成制度などの改悪を継続したこと ハッ場ダムに続き霞ヶ浦導水事業、思川開発事業など大規模公共事業の継続再開 イオン系企業のみ利益に寄与し、埼玉県農業に打撃を与えかねないスマートアグリ推進事業 県立小児医療センター建設促進であることなどの理由から一般会計予算案などには反対した。また、地域整備事業会計には地元経済への悪影響が懸念される県北・秩父地域振興施設整備事業により反対した。
- 一、予算特別委員会に自民党より提出された付帯決議は、スマートアグリ推進事業や県北・秩父地域振興施設の整備事業などに配慮や注意を求めるものである。中には幼稚園保護者への父母負担軽減金(一般)が4年前に廃止されたことをうけて、園舎などの耐震化が一段落したら父母負担を軽減するための対策を充実させるという、定例会に提出された新日本婦人の会の請願に配慮した文言もある。が、党県議団は、予算案への賛成を前提とした付帯決議であることから反対した。
- 一、「2014年度埼玉県一般会計補正予算」は国の地方創生関連法と緊急経済対策予算に基づくものであ

り。個々の内容には賛成できるものもあるが、安倍内閣のいう地方創生は、人口減少への危機感をあおり、公共サービスを整理、統廃合し、民間投資の活用をすすめ、農地転用など規制緩和を促進し、社会保障分野では地域医療機関の再編縮小を進めるとして、国の地方創生と経済対策には賛成できないとした。

- 一、いわゆる「教育委員会制度改悪法」の施行に伴い整備される3本の条例は、教育政策の大本となる大綱の決定権を首長に与え、教育委員長を廃止し、教育長の任命権も首長に与え、教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の教育長の支配下におくものであり、許されない。教育は、教員と子どもとの人間的なふれあいを通じて行なわれるもので、そのためには教員の自由や自主性が欠かせない。だからこそ、憲法は政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められている。したがって、教育行政の自主性を損ない、現場を萎縮させる本条例案に反対した。
- 一、予算特別委員会では村岡正嗣県議が委員として参加し、県民の切実な願いをとりあげ質疑を行なった。昨年2月の大雪による農業被害について、被害の大きかった深谷市でのハウス再建完了率が46%程度であること、農家には1円も補助金が届いていないことを取り上げ、知事は3月中に深谷市に44億、全県で109億円を支払い、個々の農家には今年7月に支払いを完了すると答弁した。また、障害者団体の強い願いである入所系施設に関連して、県営住宅内への障害者グループホームのモデル事例づくりを求めた村岡県議に対して「難しいことではない」「可能性をしっかりと検討する」と答弁した。
- 一、本定例会には県民より、いくつかの請願が提出され「幼稚園保護者への父母負担軽減金（一般）の復活を求める請願書」は委員会で継続とされた。共産・社民は直ちに実施をもとめ委員会の態度に反対をした。「子ども医療費助成を18歳までに引き上げを求める請願」は共産・社民以外の全ての会派によって不採択、「認可保育所を増やし希望する子どもの全てが入所できることを求める請願」「原発に関する埼玉県民投票を求める請願」「消費税の10%への増税の中止を求める意見書の提出について」集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し安保法制の立法作業を中止するよう国に求める意見書を採択」するよう求めた請願は、共産・社民・民主以外によって不採択とされた。
「不祥事の再発防止対策を求める決議」が自民党・民主・刷新によって提出された。党県議団は閉会間近に決議案を提案するという議会運営のルールを無視したやり方を批判した。（公明・共産の反対のみで可決）

以上

県政資料・第125号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2015年 2月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

